

○順天堂大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いについて

平成19年11月1日

規第平19—9号

本学において、建設工事を除く物品の購入、製造、委託及び役務の調達契約(以下「物品購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては次のとおりとする。

1 取引停止の措置

本学の物品購入等契約の相手方となる可能性がある者(以下「業者」という。)が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、一定期間、本学に対する営業活動又は本学との取引をさせないことができる。

2 取引停止の通知

取引の停止をするときは、理事長名で当該業者に通知する。

3 取引停止に係る特例

- (1) 業者が一の事案により二以上の措置要件に該当するときは、取引停止期間が最長のものを適用する。
- (2) 取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、2倍にする。
- (3) 取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除する。
- (4) 取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができる。

4 指名等の取消し

- (1) 取引停止とされた業者について、現に、業者選定の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消す。
- (2) 入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)が提出され、開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消す。

5 取引停止期間中の下請等

取引停止期間中の業者に対しては、物品購入等契約の全部又は一部の下請又は再委託先となることも認めないものとする。

別表 取引停止の措置基準

措置要件	停止期間
(贈賄)	
1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本学教職員に対して不正な利益の供与又は供与の申込み(公務員に対する	行為を知った日から

場合の贈賄相当の行為をいう。)を行ったとき	
(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	(1) 24か月
(2) 業者の役員又は支店若しくは営業所(常時物品購入契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者で、前号に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)	(2) 18か月
(3) 業者の使用人で前号に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	(3) 12か月
2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、公務員(国及び地方自治体の公務員を含む。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
(1) 代表役員等	(1) 12か月
(2) 一般役員等	(2) 6か月
(3) 使用人	(3) 3か月
(独占禁止法違反行為)	
3 業務に関し、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から9か月
4 本学との契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき	当該認定をした日から18か月
(談合)	
5 代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から24か月
(暴力団関係者)	
6 業者である個人若しくは業者の役員又は業者の経営に事実上参加している者が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められたとき	当該認定をした日から事態が解消したと認められるまで
7 業者である個人又は業者である法人の役員が、業務	当該認定をした日から事態が解消したと認められるま

<p>に関し不正に財産上の利益を得、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき</p>	<p>で</p>
<p>8 業者である個人又は業者である法人の役員が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から事態が解消したと認められるまで</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>9 業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から18か月</p>
<p>10 前号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕若しくは公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告され、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から18か月</p>
<p>11 前各号に掲げる場合のほか、特別の事由があると認められるとき</p>	<p>必要があると認められる期間</p>